

鶴岡市通所型サービスAに要する費用の額等の算定に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

告示第132号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、通所型サービスA（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第3号）第2条第1項第7号の通所型サービスAをいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(算定額)

第2条 省令第140条の63の2第2項第1号イの規定により市が定める通所型サービスAに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて得た額（その額が当該通所型サービスAに要した費用の額を超えるときは、当該通所型サービスAに要した費用の額）とする。

2 省令第140条の63の2第2項第1号イの規定により市が定める通所型サービスAに係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費をいう。）の額は、前項の費用の額に100分の90（利用者が法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

5 鶴岡市通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)				
A6	1213	通所型独自サービス/2 1回数			事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	265単位	1回につき
A6	1223	通所型独自サービス/2 2回数	事業対象者・要支援2※1月の中で全部で5回から8回まで		272単位	272	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/2 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	263単位減算	1月につき	-263
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/2 2		事業対象者・要支援2	526単位減算		-526

※通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)には加算はありません。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)				
A6	8006	通所型独自サービス/2 1回数・定超			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	265単位	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/2 2回数・定超	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		272単位	定員超過の場合 ×70%	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)				
A6	9006	通所型独自サービス/2 1回数・人欠			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	265単位	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/2 2回数・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		272単位	看護職員・介護職員 が欠員の場合 ×70%	